

個別基準 産業廃棄物処理施設編

(2) 産業廃棄物処理施設共通基準（産業廃棄物処理施設の建設の目的で行う土地利用事業の共通の個別基準は、次のとおりとする。なお、しゃ断型最終処分場（有害産業廃棄物）については、別途市と協議するものとする。）

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
環境	1. 地域の自然環境の保全のため、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査による自然度との整合性を図る等施行区域及びその周辺の地域における自然環境の特性に十分配慮すること。	行政指導	環境基本法(平成5年法律第91号)第8条、自然環境保全基本方針(令和2年3月19日環境省告示第29号)、静岡県自然環境保全基本方針(昭和49年静岡県告示第9号)	環境保全課
	2. 事業者は、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずること。 ・ 廃棄物の適正な処理がはかられることになるように必要な措置を講ずること。 ・ 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めること。 ・ 事業活動に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力すること。	法令基準	環境基本法(第8条)、静岡県環境基本条例(第6条)、富士市環境基本条例(第6条)	環境総務課
	3. 自然環境の保全のため、自然破壊の防止、植生の回復等に関し、次に掲げる事項について配慮すること。 ア 自然環境保全上特に必要があるときは、造成工事を数ブロックに区分して施工すること。 イ 施行区域内に良好な自然環境の存する土地がある場合には、当該土地について保全措置が講ぜられていること。	法令基準	自然環境保全基本方針、静岡県環境保全基本方針、自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条、国立公園内(普通地域を除く)における各種行為に関する審査指針について(昭和49年11月20日付け環自企第570号環境庁自然保護局長通達)	環境保全課
	4. 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置(他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。)を講ずるように努めるとともに、市が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力すること。	法令基準	地球温暖化対策の推進に関する法律(第5条)、静岡県地球温暖化防止条例(第4条)	環境総務課
	5. 「富士市環境基本計画における土地利用に係る環境配慮指針」に配慮すること。	行政指導	第三次富士市環境基本計画	環境総務課
	6. 富士・愛鷹山麓地域内における開発行為・土地利用については、周辺の自然環境に十分配慮すること。	行政指導	富士・愛鷹山麓地域環境管理計画	環境総務課
	7. 環境影響評価法若しくは静岡県環境影響評価条例に該当する事業を行う場合は、環境アセスメントの手続きを行うこと。	法令基準	環境影響評価法 第2条第1～4項、環境影響評価法施行令 第1～7条、静岡県環境影響評価条例 第2条第1～4項、静岡県環境影響評価条例施行規則 第2～4条	環境総務課

■産業廃棄物処理施設編 (2)産業廃棄物処理施設共通基準

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
施設	1. 施行区域内外に必要な道路反射鏡、防護柵、防犯灯等の安全施設を設置すること。なお、維持管理については市と協議すること。	行政指導		道路維持課 市民安全課
道路	1. 搬出入路として使用する道路及びその他の施設を破損若しくは汚損した場合は、速やかに復旧、清掃等必要な措置を講じること。なお、交通の状況によっては、交通整理人の配置を考慮すること。	行政指導	静岡県産業廃棄物最終処分場の維持管理に関する基準第4の(8)、道路法第43条	建設総務課 道路維持課 廃棄物対策課
	2. 施行区域に接する認定道路及び認定外道路が未整備の場合は道路管理者と協議し、必要に応じて整備等を行うこと。	行政指導		建設総務課 道路維持課 廃棄物対策課 建築土地対策課
	3. 車両の出入りについては、交通安全対策を講ずること。	行政指導		建築土地対策課
その他	1. 地下水を使用する場合については、県及び市と事前に協議すること。	法令基準	静岡県地下水の採取に関する条例第6条第1項及び7条第1項、富士市地下水の採取に関する条例第3条第1項	環境保全課
	2. 用水計画には、次に掲げる書類を添付すること。 ア 地下水については、地下水等の利用計画書及び水利用フローシート又はこれに準ずるもの。 イ その他の用水については、供給者の承諾書又はこれに準ずるもの。	法令基準	都市計画法第33条第1項第4号	環境保全課 建築土地対策課
	3. 簡易水道利用について、簡易水道組合と協議すること。	行政指導		環境総務課
	4. 施行区域内に法定外公共物が介在している場合は、存置、廃止及び付け替えについて、管理者と協議すること。	法令基準	富士市認定外道路管理条例第4条、富士市普通河川条例第4条	建設総務課
	5. 事業者は、当該土地利用事業を行うために必要な資力及び信用があること。	法令基準	都市計画法第33条第1項第12号、森林法第10条の2第2項、開発行為の許可制に関する事務の取扱い「別記（開発許可基準の運用について）」（平成14年3月29日13林整治第2396号農林水産事務次官通達。）	林政課 建築土地対策課
	6. 市に移管する施設以外の管理については、管理者および管理方法を定めて、管理責任の所在を明らかにし、当該施設の維持、修繕、災害復旧その他の管理について支障のないよう措置すること。	行政指導		建築土地対策課
	7. 河川又は沿海が汚水、土砂等の流入による影響を受けないように、流出防止対策に万全を期すこと。	行政指導		河川課 環境保全課

■産業廃棄物処理施設編 (2)産業廃棄物処理施設共通基準

区 分	個別基準	種 別	根 拠 法 令 等	担当課
その他	8. 事業計画の策定に当たり、施行区域内における文化財の所在の有無を確認し、文化財が所在する場合は、市教育委員会及び県教育委員会とその取扱いについて協議すること。	法令基準	文化財保護法第93条・第94条	文化財課
	9. 工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、現状を変更することなく、市教育委員会及び県教育委員会へ直ちに連絡し対応を協議すること。	法令基準	遺失物法(明治32年法律第87号)第1条第1項、文化財保護法第96条、第97条	文化財課
	10. 区域内に墓地(地目:墓地)がある場合は、廃止許可を得ること。	法令基準	墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項	環境総務課
	11. 事業活動に伴う公害対策に留意するとともに、建設工事中周辺地域に騒音、振動その他の公害について十分な対策がなされていること。	行政指導		環境保全課
	12. 事業計画にあたり、盛土または切土の造成計画がある場合は、規模に関わらず「宅地造成及び特定盛土等規制法」の適用あるいは適用除外について静岡県に確認を行い、適用される場合は遵守すること。	行政指導	「宅地造成及び特定盛土等規制法」	建築土地対策課

個別基準

(2) ア 管理型最終処分場の建設の目的で行う土地利用事業の個別基準は、次のとおりとする。
また、一般廃棄物最終処分場の基準は本基準に準ずるものとする。

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
環境	1. 事業区域内の森林が1ヘクタールを超える場合、原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置すること。1ヘクタール未満の森林の開発にあつては、保安林の境界から原則として30メートル以内の区域は、処分場区域(森林以外へ転用する区域)から除外すること。	法令基準	森林法第10条の2第2項第3号、開発行為の許可基準の運用細則について(平成14年5月8日14林整治第25号林野庁長官通達。)	林政課
	2. 処分場の立地場所としては、一般基準に適合するほか原則として次の基準に適合していること。 ア 原野等で土壌改良を要すると認められる用地であること。 イ 山林地域で施行する場合は、不良樹林で改植を必要とする用地又は伐採の適期である樹林地であること。ただし、公益性の認められる処分場で、既存施設との関連性、転用の態様・規模等を鑑み、その土地以外に適地を求めることができない場合又は著しく困難である場合は、この限りではない。 ウ 跡地が平地化する地形であり、地すべり等のおそれがないこと。 エ 処分場の土砂又は廃棄物等が周辺の河川等に流出するおそれがない地形であること。 オ 隣接地への支障のおそれがないものであること。	行政指導		河川課 林政課 廃棄物対策課 建築土地対策課
	3. 跡地利用については、次により行うこと。 ア 埋立処分を終了する場合には、その表面を土砂で1メートル以上覆土すること。 イ 周囲の環境に適した跡地利用を図ること。 ウ 山林としての跡地利用を図る場合の覆土厚は1.5メートル以上とし、掘削前の表土又は良質土(腐植質の多い肥えた土)を使用すること。 エ その他の跡地利用を図る場合の覆土厚については、別途協議すること。	行政指導	静岡県産業廃棄物最終処分場の維持管理に関する基準第4の(12)	農業委員会事務局 林政課 廃棄物対策課 建築土地対策課
施設	1. 最終処分場及び埋立地の区域を明確にするために、原則として各変化点毎に区域杭を設置すること。なお、区域杭は境界標杭(60mm×60mm×600mm)とし、頭頂部分は赤色とすること。	行政指導	静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第4の(10)	廃棄物対策課
	2. 最終処分場の周囲には、人がみだりに処分場内に立入るのを防止することができる囲いを設置すること。なお、囲いは高さ1.5メートル以上の耐久性を有する亜鉛板、有刺鉄線等とし、張り間隔は30センチメートル以下とすること。	法令基準	総理府、厚生省令(昭和52年3月14日)一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条第1項、静岡県産業廃棄物最終処分場の維持管理に関する基準第4の(1)、静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第4の(1)	廃棄物対策課
	3. 出入口は原則として1箇所とし、門扉は周囲の囲いと同等又はそれ以上の構造を有し、施錠できるものとする。	行政指導	静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第4の(1)イ	廃棄物対策課

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
施設	4. 出入口付近の見やすい場所に、次の様式により産業廃棄物の最終処分場である旨を表示する立札を設置すること。また、可燃性の廃棄物を埋立処分する場合には赤色で「火気注意」の旨を立札等により表示すること。	法令基準	総理府、厚生省令(昭和52年3月14日)一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条第1項第1号、静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第4の(9)	廃棄物対策課
	5. 最終処分場の設置及び維持管理を行うため、必要に応じ処分場区域内に仮設の管理棟又はこれに準ずるものを設置すること。	行政指導	静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第4の(13)	廃棄物対策課
	6. 最終処分場内に原則として消火用ポンプ及び貯水槽その他の防火設備を設けること。	行政指導	静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第4の(12)	廃棄物対策課
工法及び防災対策等	1. 地滑り防止工・沈下防止工は次により行うこと。 ア 最終処分場をやむをえず傾斜地、崖地等に設置しようとする場合は地滑りの有無に、軟弱地盤等である場合には沈下の有無に特に注意を払って検討し、地質上の安全性の確認を行うこと。 イ 最終処分場の地盤の滑りを防止し、又、最終処分場に設けられる設備の沈下を防止する必要がある場合には、十分な地盤支持力等が得られる防止工法を採用すること。	法令基準	総理府、厚生省令(昭和52年3月14日)一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条第1項第4号、静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第4の(3)	廃棄物対策課
	2. 埋立地には、埋立てる廃棄物の流出を防止するため、必要に応じ、次に掲げる要件を備えた擁壁、堰堤その他の構築物を設けること。 ア 自重、土圧、水圧、地震力等に対し構造耐力上安全であること。なお、構造耐力上の安全性を確認するため、次に掲げる事項の検討を行うこと。 (ア)コンクリート擁壁の設計 a 転倒、滑動に対する安定計算 b 地盤許容支持力に対する安定計算 c その他必要な安定計算 (イ)土堰堤の設計 a 基礎地盤及び使用土質の安定検討 b 形状(法面、高さ、堤頂部等)の安定検討 c その他必要な安定検討 イ 埋め立てる廃棄物、地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止の措置を講じること。なお、擁壁等に使用される材料がコンクリートである場合には、酸、塩類、海水、油類によって腐食することのないよう擁壁等の表面コーティング、ライニング施工又は腐食厚を考慮した擁壁厚の設定等の措置を講じること。	法令基準	総理府、厚生省令(昭和52年3月14日)一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条第1項第4号、静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第4の(4)	廃棄物対策課

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
工法及び防災対策等	<p>3. 地表水等集排水設備は、次により行うものとする。</p> <p>ア 埋立地の周囲には、地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止することができる開渠その他の施設（以下「地表水排水設備」という。）を設けること。</p> <p>イ 埋立地外流水域を含んだ水路が埋立地内を通過している場合には、埋立地の周囲に付け替え水路を設けること。</p> <p>ウ 地表水排水設備及び付け替え排水路は、原則として開渠とすること。</p> <p>エ 事業の施行により雨水の流出形態が変化し、下流の河川及び水路に新たな負担が生ずる場合は、原則として河川及び水路を新設又は改修すること。なお、改修規模については、別途河川管理者と協議すること。</p> <p>オ 施行区域を含む周辺地及び下流の土地に湛水地域がある場合には、当該事業により施行区域周辺地及び下流の土地又は河川に支障のないよう排水計画がたてられていること。</p> <p>カ 河川を新設又は改修する場合の構造は、河川管理施設等構造令に基づいていること。</p> <p>キ 施行区域内に下流の河川及び水路への雨水流出増対策として調整池を原則として設置すること。ただし、放流先の排水能力、開発区域及び周辺の地形等を勘察し、支障のない場合は、この限りではない。なお、下流の河川及び水路の流下能力が1分の1に対し不足する場合は、下流の河川及び水路の管理者の指示による措置を講ずること。</p> <p>ク 計画開渠の決定は、計画雨水量を算定し、これに対応した断面、勾配及び流速を検討のうえ流量を計算し、流下能力の安全性を考慮し行うこと。なお、計画雨水量及び流量は、原則として次式により算定すること。</p> <p>(ア) 計画雨水量の算定 $Q = 1/360 \cdot C \cdot I \cdot A$ Q：計画雨水量（立方メートル/秒） C：流出係数（0.5～1.0） I：降雨強度（mm/時） A：流域面積（ha）</p> <p>(イ) 水路の流量計算（マンニングの式） $Q = A \cdot V$ $V = 1/n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$ Q：流量（立方メートル/秒） A：流水の断面積（平方メートル） V：流速（m/秒） n：粗土係数 R：径深（m）（= A/P） P：流水の潤辺長（m） I：動水勾配（分数または小数）</p>	法令基準	総理府、厚生省令（昭和52年3月14日）一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条第1項第4号、静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第4の(5)、都市計画法施行令第26条第2号、都市計画法施行令第26条第2号（河川等への排水）の設計基準について（平成7年5月26日付け都計第181号静岡県都市住宅部長通知。）、森林法第10条の2第2項第1号、第1号の2、開発行為の許可制に関する事務の取扱い「別記（開発許可基準の運用について）」（平成14年3月29日13林整治第2396号農林水産事務次官通達。）	林政課 河川課 廃棄物対策課 建築土地対策課

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
工法及び防災対策等	<p>4. 調整池・沈砂池は、原則として事業完了後5年間は完了時の状態で維持管理すること。ただし、次のア(ア)もしくは(イ)の要件を満たし、かつイに該当する場合はこの限りではない。</p> <p>ア(ア)市が開発前において森林の有していた土地に関する災害の防止機能が回復したと判断した場合。</p> <p>(イ)承認後において下流河川の改修等が行われ調整池の必要性がなくなった場合。</p> <p>イ 調整池、沈砂池の埋め戻し後における跡地利用計画が明確であり、埋め戻しによる土砂の流出等が生じないよう十分な措置がとられていること。</p>	行政指導	平成1年2月7日付け治山課長から農林事務所長通知「土石採取・産廃処分場の設置等の跡地利用における調整池・沈砂池等の取扱いについて」	林政課 廃棄物対策課
	<p>5. 基準高の設定は、次により行うものとする。</p> <p>ア 埋立地の周囲には、廃棄物の埋立高及び最終覆土高が常に判別できる基準高を4箇所以上設けること。</p> <p>イ 基準高の設定は、地盤の安定した位置を選定するとともに、耐久性を有する構造のものとする。</p> <p>ウ 切土又は盛土勾配が分かる丁張を設けること。</p>	行政指導	静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第4の(9)	廃棄物対策課
	<p>6. 隣接地の安全確保のため、原則として道路、水路その他の公共施設、又は工作物等の敷地と接する場合は5メートル以上、その他の場合は2メートル以上の距離を確保すること。ただし、現に利用されていない道路、水路その他公共施設、又は工作物等の敷地と接する場合等にあつてはその距離を短縮できるものとする。</p>	法令基準	宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則技術的基準（令和5年規則46号）及び、旧静岡県土採取等規制条例（土の採取等に関する技術基準）1. (1)カ、静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第4の(6)	廃棄物対策課 建築土地対策課
	<p>7. 埋立地の切土及び盛土による崩壊を防止するため次の防災対策を講じること。</p> <p>ア 高低差が2メートル以上の傾斜地に処分地を設置する場合の土等の掘削は切土及び床堀に区別して行うものとする。</p> <p>イ 地山の切土高は、原則として15メートル以内とし、土質及び切土高に応じ別表1に掲げる切土標準勾配（土工指針）以下とすること。ただし、永久のり面については1:2以上の緩勾配とすること。</p> <p>ウ 床堀の最大掘削深は、地下水への影響、保安距離、掘削面積及び作業中の保安対策等を勘案し、支障がないと認められる場合には、切土による水平面より15メートルとする。</p> <p>エ 床堀による掘削法面の勾配は、1:0.8以上とすること。</p> <p>オ 傾斜地等に埋立を行う場合の盛土高は、原則として15メートル以下とし、盛土高が5メートル以内毎に幅2メートル以上の小段を設けること。また、埋立後の永久のり面の勾配は、1:2以上の緩勾配とすること。</p> <p>カ 埋立後の法面保護のため、原則として別表2に掲げる工法によるのり面保護工を施すとともに、雨水排除のための小段排水工及び縦排水工を設けること。</p>	法令基準	宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則技術的基準（令和5年規則46号）及び、旧静岡県土採取等規制条例（土の採取等に関する技術基準）1. (1)、静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第4の(7)	廃棄物対策課 建築土地対策課

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
	8. 埋立後の覆土については、区域内の表土を活用することとし、場内には仮置場を設けるものとする。	行政指導	静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第4の(14)	廃棄物対策課
付帯設備等	1. 埋立地には、浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、原則として次に掲げるしゃ水措置を講じること。 ア 埋立地には、産業廃棄物の投入のための開口部及び集水設備の部分を除き、保有水及び雨水等が埋立地から浸出することを防止することができる次の工法によるしゃ水工を設けること。ただし、埋立地と公共の水域及び地下水との間に不透水性の地層（透水係数が 1×10^{-7} cm/秒以下）が十分な厚さである場合はこの限りではない。 (ア) 透水地盤中の止水壁工法 (イ) 透水地盤上に張ったしゃ水シート工法 (ウ) 透水地盤上に張ったしゃ水粘土張工法	法令基準	総理府、厚生省令(昭和52年3月14日)一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条第1項第4号、静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第5の1(1)、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知(平成7年12月22日)	廃棄物対策課
	2. 必要に応じ、廃棄物等の飛散防止用の設備(ネット・トタン張り等)を設置すること。	行政指導	静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第5の1(6)ア	廃棄物対策課
	3. 必要に応じ、ネズミ及び蚊、蠅、その他の害虫の発生を防止するための駆除設備を設けること。	行政指導	静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第5の1(6)イ	廃棄物対策課
	4. しゃ水シート工法による場合は、次の要件を備えていること。 ア シート材は合成ゴムシート、又は合成樹脂シートとし、耐久性を有する材質のものであること。 イ シートの厚さは、1.5ミリメートル以上とすること。 ウ シートの布設に当たっては、埋立地底部及びのり面の下地処理(石、木根、突起物等の除去)を行うこと。 エ シートの布設は、シートとシートの接合部及びシートとコンクリートの接合部から浸出水が漏水しないよう確実に接合すること。 オ シートの固定は天端部及び小段部ごとに行うとともに、地盤に確実に密着させること。 カ シートの上部には、廃棄物、重機及び搬入車両の荷重等により破損しないよう30センチメートル以上の保護層を設けること。 キ シートが底部の岩石等により破損しないようシート下部に50センチメートル以上の保護層を設けること。	行政指導	静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第5の1(1)	廃棄物対策課
	5. しゃ水粘土張工法による場合は、次の要件を備えること。 ア 使用する粘土は、透水係数が 1×10^{-7} cm/秒以下の不透水性を有していること。 イ しゃ水粘土の盛土厚は、底部100センチメートル、のり面50センチメートル以上とすること。 ウ クラック(ひび割れ)、沈下及び滑落等が生じないように、十分な転圧を行うこと。	行政指導	静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第5の2(1)	廃棄物対策課

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
付帯設備等	<p>6. 埋立地には、保有水等を有効に集めることができる堅固で耐久力を有し、次の要件を備えた構造の管渠その他必要な集水設備を設けること。ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講ぜられる埋立地についてはこの限りではない。</p> <p>ア 集水設備は管路式とし、管種は、有孔塩化ビニール管、有孔鉄筋コンクリート管又は透水コンクリート管等とすること。</p> <p>イ 集水設備は、埋立地内に保有水が滞留することのないよう自然流下可能な勾配とし、管径は、水の深さが径の3分の1から2分の1までとなるよう断面計算を行い、決定すること。また、集水管の最小管径は、100ミリメートルとすること。</p> <p>ウ 集水管の布設に当たっては、管路底部に砂利、碎石等を敷いた基礎の上に行うこと。</p> <p>エ 集水管は、栗石、碎石等をフィルター層とする被覆材により覆うこと。</p> <p>オ 集水管により集められた保有水等を、ポンプアップにより浸出液処理設備に送水する場合には、集水ピット等を集水管末端に接続して設けること。</p>	法令基準	<p>総理府、厚生省令(昭和52年3月14日)一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条第1項第4号、静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第5の1(2)</p>	廃棄物対策課
	<p>7. 集水設備により集められた保有水等を処理するために、原則として次の要件を備えた浸出液処理設備を設けること。</p> <p>ア 計画処理水質は、排水基準を定める総理府令(昭和46年府令第35号)に適合し、かつ、放流先の利水状況等の環境保全全面を勘案し、設定すること。</p> <p>イ 浸出液処理水量は、原則として次式を用いて算出すること。なお、次式以外の方法で算出する場合には、その根拠を明らかにすること。</p> $Q = 1 / 1,000 \cdot C \cdot I \cdot A$ <p>Q：処理水量(立方メートル/日) C：流出係数(0.5~1.0) I：年平均の日降雨量(mm/日) A：埋立地の面積(平方メートル)</p> <p>(注) Iは、過去10年間以上の最大月間降雨量の日換算値を年毎に算出し、その平均とすること。</p> <p>ウ 浸出液の水量は、水質の変動に対処するため、原則として浸出液を一時貯留できる流量調整槽を設けること。</p> <p>エ 浸出液の処理方法は、流入水量、流入水質、放流水質、並びに処理施設の立地条件及び維持管理条件等を勘案し、決定すること。</p> <p>オ 浸出液処理設備の流末については、河川管理者と協議すること。</p>	法令基準	<p>総理府、厚生省令(昭和52年3月14日)一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条第1項第4号、静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第5の1(3)</p>	廃棄物対策課
	<p>8. 埋立地からの浸出液による地下水汚染を監視するため、次により水質観測用井戸等を設けること。</p> <p>ア 井戸の設置場所は、擁壁等の下流側で地下水の流路と考えられる地点とすること。</p> <p>イ 井戸の深さは、原則として第一帯水層までとし、地下水を汲み上げることができる構造とすること。</p> <p>ウ 水質観測用井戸として、既存の井戸を使用する場合は、設置場所及び深度が観測に適するものであること。</p>	法令基準	<p>総理府、厚生省令(昭和52年3月14日)一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条第1項第4号、静岡県産業廃棄物最終処分場の維持管理に関する基準第5の1(4)</p>	廃棄物対策課

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
付帯設備等	9. 発生ガスによる火災、悪臭及び立木の枯死等を防止するため、埋立廃棄物の種類、性状等に応じ、ガス抜き設備を設けること。また、設置に当たっては、次の要件を備えていること。 ア ガス抜き設備の材質は、発生ガス等に対し耐食性を有すること。 イ ガス抜き設備の構造及び布設工法は、埋立廃棄物の種類、性状及び埋立工法を勘案し、選定すること。 ウ ガス抜き設備は、周囲の土圧に耐え得る強度を有すること。	行政指導	静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第5の1(5)	廃棄物対策課
道路	1. 既存の搬入路を使用する場合は、必要に応じ搬入路の拡幅、待避所等の設置を行い、他の一般車両の通行に支障のないものとする。	行政指導	静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第4の(11)ア	廃棄物対策課
	2. 搬入路は必要に応じ、砂利等の敷込み又は舗装を行うこと。	行政指導	静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第4の(11)イ	廃棄物対策課
	3. 搬入路を新設する場合のり面は、地質等を考慮した安全勾配とすること。なお、認定道路への取り付けに当たっては、道路管理者と協議し、構造は道路構造令に適合すること。	行政指導	静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第4の(11)ウ	廃棄物対策課
	4. 最終処分場の通行路は、車両の通行及びしゅ水工等に支障のないものとする。	行政指導	静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第4の(11)オ	廃棄物対策課
	5. 施工区域内の排水を認定道路及び認定外道路の施設（側溝等）に接続する場合は、事前に協議を行うこと。	行政指導		廃棄物対策課 建築土地対策課
その他	1. 県外の事業所等から排出される廃棄物については、搬入しないこと。また、近隣市町の事業所等から排出される廃棄物については、別途協議すること。	法令基準	静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第12条	廃棄物対策課
	2. 関係地域への影響を配慮し、事業計画書の記載事項を周知するための説明会を開催して関係住民の理解を得ること。	法令基準	静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第21条、静岡県産業廃棄物最終処分場の立地に関する基準第4	廃棄物対策課
	3. 廃棄物の埋立品目、排出先、運搬業者（車両ナンバー）、運搬経路等を明確にすること。	行政指導		廃棄物対策課
	4. 掘削に伴う土砂等の処理については、その方法を明確にし、構造物を配置する場合にはそれを図示すること。また、場外へ搬出する場合は搬出先、運搬業者（車両ナンバー）、運搬経路等を明確にすること。	行政指導		建築土地対策課
	5. 運搬に際しては、飛散及び落下の防止に十分注意すること。	行政指導		廃棄物対策課 建築土地対策課
	6. 廃棄物の処分量と処分場施設規模は適合するものとし、計画処分量以上の施設としないこと。	行政指導		廃棄物対策課
	7. 施行区域内の土地については、予めボーリング調査結果等に基づく地質、地層等の状況把握を行い、施行中等での工期・区域の変更がないようにすること。	行政指導		廃棄物対策課

■産業廃棄物処理施設編 ア 管理型最終処分場

区 分	個別基準	種 別	根 拠 法 令 等	担当課
その他	8. 施行区域内に埋立しない土地があり、当該区域内に介在する道路を廃止することにより、その埋立しない土地が無道路地となるときは、当該道路は廃止しないものであること。	行政指導		建設総務課
	9. 消防水利の基準により消火栓、防火水槽等を設置し、火災の予防に十分配慮すること。なお、消防本部と協議すること。	法令基準	消防法(昭和23年法律第186号)第20条第1項の規定による勧告に係る基準、都市計画法施行令第25条第1項第8号	(消)警防課

個別基準

(2) イ 安定型最終処分場の建設の目的で行う土地利用事業の個別基準は、次のとおりとする。

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
環境	※管理型最終処分場の基準に準ずる。			
施設	※管理型最終処分場の基準に準ずる。			
工法及び防災対策等	※管理型最終処分場の基準に準ずる。			
付帯施設等	1. 埋立地が谷状をなしている場合等にあっては、必要に応じ埋立地内の雨水等を速やかに排除するための集排水設備（多孔管等）を設けること。	行政指導	静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第5の2(1)	廃棄物対策課
	2. 必要に応じ、廃棄物等の飛散防止用の設備（ネット、トタン張り等）を設けること。	行政指導	静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第5の2(2)	廃棄物対策課
	3. 必要に応じ、ネズミ及び蚊、蠅、その他の害虫の発生を防止するための駆除設備を設けること。	行政指導	静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準第5の2(2)	廃棄物対策課
道路	※管理型最終処分場の基準に準ずる。			
その他	※管理型最終処分場の基準に準ずる。			

個別基準

(2) ウ 中間処理施設の建設の目的で行う土地利用事業の個別基準は、次のとおりとする。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の許可を要する中間処理施設) また、一般廃棄物中間処理施設の基準は本基準に準ずるものとする。

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
環境	<p>1. 立地については、次の要件に適合していること。</p> <p>ア 位置の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地は工業専用地域内で、住宅等の敷地から20m以上離れていること。ただし、次のいずれかに該当するものについては、この限りでない。また、敷地が2以上の地域、区域にわたる場合は、建築基準法第91条の規定によらず本基準による。 (1) 工業地域内で、敷地が次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> (ア) 特別業務地区内のもの (イ) 敷地が住宅等の敷地から100m以上離れているもの (2) 市街化調整区域（「富士・愛鷹山麓地域環境管理計画」対象区域を除く。）内で、敷地が住宅等の敷地から100m以上離れているものであって、次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> (ア) 公益事業で市長が認めるもの (イ) 既存の工場等における「その他の処理施設」で、当該工場等から排出される廃棄物の処理を主に行うもの ・敷地が学校、図書館、児童福祉施設等、病院、診療所の施設の敷地から100m以上離れていること。 ・敷地が工業地域、工業専用地域以外の用途地域及び市街化調整区域（市街化調整区域内に位置する場合を除く。）から、100m以上離れていること。ただし、周辺環境への影響が少ないと認められる場合はこの限りでない。 ・廃棄物処理施設（処理機械）及び建築物が災害危険区域、土砂災害特別警戒区域及び津波災害特別警戒区域以外であること。 <p>イ 道路・交通等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・搬出入口に面する道路は、幹線道路まで幅員9m以上であること。ただし、搬出入車両に関して、経路、交通量、車両規模により周辺交通の障害にならないと認められる場合は、幅員6m以上とすることができる。 ・搬出入路が整備されていること。また、搬出入車両が敷地間の公道を横断しないこと。 ・周辺交通への配慮や、歩行者等の通行への安全等の対策が十分図られていること。 ・搬出入口が交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令第4条に規定する通学路に面していないこと。 ・処理施設の敷地内に、所要の駐車場を配置すること。 <p style="text-align: center;">(次ページに続く)</p>	法令基準	建築基準法第51条	建築土地対策課

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
環境	<p>(前ページの続き)</p> <p>ウ 周辺地域への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺住民、地元自治会等へ事業及び周辺影響に関して説明し、理解が得られていること。 ・騒音、振動、臭気、大気汚染、水質汚濁等の公害防止対策が十分に図られていること。 ・敷地が人口集中地区（D I D地区）内の場合は、周辺自治会と公害防止協定を締結すること。ただし、工業専用地域内の場合、工業地域（特別業務地区に限る。）内の場合、敷地から200m以内に住宅等の敷地がない場合又は周囲の状況等により特に支障がないと認められる場合はこの限りでない。 ・緑化率は15%以上とすること。ただし、工場立地法に基づく敷地のものはこの限りでない。 	法令基準	建築基準法第51条	建築土地対策課
	<p>2. 自然環境の保全のため、自然破壊の防止、植生の回復等に関し、次に掲げる事項について配慮すること。</p> <p>ア 緑地帯については、敷地外周の防護壁に沿って設置することとし、幅は工業専用地域にあつては2メートル以上、市街化調整区域にあつては4メートル以上とすること。</p> <p>イ 樹種・植栽方法等については周囲の環境に適合したものとし、別途市と協議すること。</p>	法令基準	森林法第10条の2第2項第3号、開発行為の許可基準の運用細則について（平成14年5月8日14林整治第25号林野庁長官通達。）、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第28条の2	林政課 みどりの課 建築土地対策課
	<p>3. 水資源の確保を図るため、浸透施設等を設置し地下水のかん養機能の保持に配慮すること。また、事業区域内の森林が1ヘクタールを超える場合、残置又は造成する森林又は緑地の割合は、25パーセント以上とすること。</p>	法令基準	森林法第10条の2第2項第2号、開発行為の許可基準の運用細則について（平成14年5月8日14林整治第25号林野庁長官通達。）	河川課 林政課
施設	<p>1. 大気汚染、水質汚濁等の公害対策に留意し、維持管理の方法等が明確にされていること。また、新技術に伴う各種化学物質の使用に当たっては、予め環境への影響について十分検討し、新たな公害を発生させないこと。</p>	行政指導	環境基本法第8条第1項、静岡県環境基本条例（平成8年3月28日条例第24号）第6条第1項	環境保全課
	<p>2. 水道施設の設置については水道事業者と協議をし、維持管理の方法等が明確にされていること。</p>	法令基準	都市計画法第33条第1項第4号	水道維持課 建築土地対策課
	<p>3. 排水については、自然水と生活污水等とに区分し、排水系統を明確にすること。</p>	法令基準	都市計画法施行令第26条第3号、森林法第10条の2第2項第1号、開発行為の許可制に関する事務の取扱い「別記（開発許可基準の運用について）」（平成14年3月29日13林整治第2396号農林水産事務次官通達。）	河川課 下水道建設課 建築土地対策課
	<p>4. 施行区域に降った雨は、浸透施設等の設置により極力地下浸透するよう配慮すること。又、浸透が期待できない場合は、貯留施設とすること。</p>	行政指導		河川課

■産業廃棄物処理施設編 ウ 中間処理施設

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
施設	5. 事業活動に伴い発生するごみ（廃棄物）等については、自らの責任において適正に処理することとし、その処理方法を明確にすること。	法令基準	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第3条、第6条、6条の2第4項、富士市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第4条	廃棄物対策課
	6. 駐車場は、業務及び事業に必要な利用台数を確保すること。	行政指導		建築土地対策課
	7. 施行区域内には原則として管理棟を設置し、管理者を常駐させること。	行政指導		廃棄物対策課
	8. 敷地外周には、原則として防護壁（周囲）を設置すること。	行政指導		廃棄物対策課 建築土地対策課
防災	1. 事業の施行により、雨水の流出形態が変化し、下流の河川及び水路に新たな負担が生ずる場合は、原則として河川及び水路を新設又は改修することとし、新設又は改修の規模については、別途河川管理者と協議すること。	法令基準	都市計画法施行令第26条第2号、都市計画法施行令第26条第2号（河川等への排水）の設計基準について（平成7年5月26日付け都計第181号静岡県都市住宅部長通知。）、森林法第10条の2第2項第1号、第1号の2、開発行為の許可制に関する事務の取扱い「別記（開発許可基準の運用について）」（平成14年3月29日13林整治第2396号農林水産事務次官通達。）	河川課 建築土地対策課
	2. 施行区域を含む周辺地及び下流の土地に湛水地域がある場合には、当該事業により施行区域周辺地及び下流の土地又は河川に支障のないよう排水計画がたてられていること。	法令基準	都市計画法施行令第26条第2号、森林法第10条の2第2項第1号、第1号の2、開発行為の許可制に関する事務の取扱い「別記（開発許可基準の運用について）」（平成14年3月29日13林整治第2396号農林水産事務次官通達。）	林政課 河川課 建築土地対策課
	3. 河川を新設又は改修する場合の構造は、河川管理施設等構造令に基づいていること。	法令基準	河川法（昭和39年法律第167号）第13条、河川管理施設等構造令	河川課

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
防 災	4. 施行区域内に調整池を原則として設置すること。ただし、放流先の排水能力、開発区域及び周辺の地形等を勘案し、支障のない場合は、この限りではない。なお、下流の河川及び水路の流下能力が、年超過確率雨量の1分の1に対し不足する場合は、原則としてその不足部分を改修すること。	法令基準	都市計画法施行令第26条第2号、都市計画法施行令第26条第2号(河川等への排水)の設計基準について(平成7年5月26日付け都計第181号静岡県都市住宅部長通知。)、森林法第10条の2第2項第1号、第1号の2、開発行為の許可制に関する事務の取扱い「別記(開発許可基準の運用について)」(平成14年3月29日13林整治第2396号農林水産事務次官通達。)	林政課 河川課 建築土地対策課
	5. 施行区域内にある河状を成している土地は、原則として現況の形態を尊重した土地利用計画とすること。	法令基準	都市計画法第33条第1項第3号、砂防指定地及び地すべり防止地域内における宅地造成等の大規模開発審査基準(案)(昭和49年4月19日付け建河砂発第20号建設省河川局砂防課長通達。)、宅地造成事業に係る開発行為の審査等について(昭和49年3月31日付け林野庁長官通達)	林政課 河川課 建築土地対策課
	6. 雨水及び汚水処理水等の放流の位置、放流口の構造等については、放流先河川の管理者と十分協議すること。	行政指導		河川課
	7. 造成工事によって生ずる流出土砂の防止は、次によること。 ア 土砂流出防止施設は、砂防堰堤を設置するものとし、土砂量の算出及び堰堤の構造は「別記2」によるものであること。 イ 地形地質等により砂防堰堤を設置できない場合は、「別記2」による沈砂池を設置するものであること。	法令基準	都市計画法施行令第26条第2号、都市計画法施行令第26条第2号(河川等への排水)の設計基準について(平成7年5月26日付け都計第181号静岡県都市住宅部長通知。)、森林法第10条の2第2項第1号、開発行為の許可制に関する事務の取扱い「別記(開発許可基準の運用について)」(平成14年3月29日13林整治第2396号農林水産事務次官通達。)、砂防指定地及び地すべり防止地域内における宅地造成等の大規模開発審査基準(案)(昭和49年4月19日付け建河砂発第20号建設省河川局砂防課長通達。)	林政課 河川課 建築土地対策課

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
防災	8. 切土高及び盛土高は、原則として15メートル以内とすること。	法令基準	砂防指定地及び地すべり防止地域内における宅地造成等の大規模開発審査基準(案)(昭和49年4月19日付け建河砂発第20号建設省河川局砂防課長通達。)	建築土地対策課
	9. 盛土ののり長が20メートル以上となる場合は、原則としてのり長の3分の1以上を擁壁又はのり枠等の永久構造物により被覆すること。	法令基準	砂防指定地及び地すべり防止地域内における宅地造成等の大規模開発審査基準(案)(昭和49年4月19日付け建河砂発第20号建設省河川局砂防課長通達。)	建築土地対策課
	10. 残土又は不足土が生ずる場合には、防災及び自然環境の保全について十分配慮した措置方法を明示すること。	法令基準	森林法第10条の2第2項第1号、開発行為の許可基準の運用細則について(平成14年5月8日14林整治第25号林野庁長官通達。)	林政課 建築土地対策課
道路	1. 認定道路及び認定外道路からの出入口の箇所数等は、必要最小限とし、道路管理者と協議すること。	法令基準	道路法第24条	建設総務課
	2. 施工区域内の排水を認定道路及び認定外道路の施設(側溝等)に接続する場合は、事前に協議を行うこと。	法令基準	道路法第24条、第32条	建設総務課 道路維持課
	3. 施行区域内の道路は、舗装すること。	行政指導		建築土地対策課
	4. 幹線道路を認定道路及び認定外道路に取付ける場合は、道路管理者と協議すること。この場合において、取付け箇所の構造は、道路構造令及び道路構造条例に適合したものであること。	法令基準	都市計画法第32条、道路法第24条、第30条、道路構造令、富士市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例	建設総務課 道路維持課 建築土地対策課
	5. 道路ののり面又は道路と接するのり面は、地質等を考慮した安全な構造とし、周囲の景観と調和していること。	法令基準	都市計画法施行規則第23条	建設総務課 道路維持課 建築土地対策課
その他	1. 前各項の個別基準に定めるもののほか、土地利用事業に関する計画が、都市計画法第33条の規定による開発許可基準及び宅地造成等規制法第9条の規定による技術基準に適合したものであること。	法令基準	都市計画法第33条、宅地造成等規制法第9条、宅地造成事業に係る開発行為の審査等について	建築土地対策課
	2. 施行区域内に未買収地があり、当該区域内に介在する道路を廃止することによりその未買収地が無道路地となるときは、当該道路は廃止しないものであること。	行政指導		建設総務課
	3. 消防水利の基準により消火栓、防火水槽等を設置し、火災の予防に十分配慮すること。なお、消防本部と協議すること。	法令基準	消防法(昭和23年法律第186号)第20条第1項の規定による勧告に係る基準、都市計画法施行令第25条第1項第8号	(消)警防課 (消)予防課 建築土地対策課

■産業廃棄物処理施設編 ウ 中間処理施設

区 分	個別基準	種 別	根 拠 法 令 等	担当課
その他	4. 施行区域に隣接する土地所有者等の承諾を得ること。また、関係地域への影響を配慮し、関係地域住民の理解を得ること。	行政指導		建築土地対策課
	5. 焼却灰の処分については、委託処理業者及び処分地等を明確にすることとし、処理業者の許可書等の写しを土地利用事業計画申請書に添付すること。	行政指導		建築土地対策課
	6. 廃棄物及び焼却灰等の飛散防止対策を施すこと。	行政指導		廃棄物対策課 建築土地対策課

個別基準 その他

(3) 土石の採取等の目的で行う土地利用事業の個別基準は、次のとおりとする。

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
環境	1. 地域の自然環境の保全のため、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査による自然度との整合性を図る等施行区域及びその周辺の地域における自然環境の特性に十分配慮すること。	行政指導	環境基本法(平成5年法律第91号)第8条、自然環境保全基本方針(令和2年3月19日環境省告示第29号)、静岡県自然環境保全基本方針(昭和49年静岡県告示第9号)	環境保全課
	2. 事業区域内の森林が1ヘクタールを超える場合、原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置すること。1ヘクタール未満の森林の開発にあつては、保安林の境界から原則として30メートル以内の区域は、採取区域から除外すること。	法令基準	森林法第10条の2第2項第3号、開発行為の許可基準の運用細則について(平成14年5月8日14林整治第25号林野庁長官通達。)	林政課
	3. 土石採取によって生ずる捨土等は、適切な場所を選定し、自然環境の保全に影響を与えないよう処理すること。	行政指導		建築土地対策課
	4. 採取跡地は必要に応じて埋め戻しを行い、緑化及び植栽すること。植栽は、次により行うこと。 ア 施行区域内の表土を活用すること。なお、表土の活用が不可能な場合は、植生地の土壌条件を考慮して、土壌改良及び施肥を行うこと。 イ 現存樹木を移植・活用すること。 ウ 環境に適合した樹種を選定すること。 エ 法面は、小段平坦部に必要に応じ客土などを行い植栽すること。	法令基準	自然環境保全基本方針、静岡県自然環境保全基本方針、自然公園法第20条、自然公園法施行規則第11条、国立公園内(普通地域を除く)における各種行為に関する審査指針について(昭和49年11月20日付け環自企第570号環境庁自然保護局長通達。)、森林法第10条の2第2項第3号、開発行為の許可基準の運用細則について(平成14年5月8日14林整治第25号林野庁長官通達。)、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第28条の2	林政課 環境保全課 建築土地対策課
	5. 緑化は、小段に低木等を植栽し、のり面に種子吹付け、張芝、筋芝等を施すなど、現地に適した工法により緑化修景を図ること。なお、のり面が硬岩等のため、種子吹付け等によることが不可能な場合は、ツタなどにより緑化を図ること。	法令基準	宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則技術的基準(令和5年規則46号)及び、旧静岡県土採取等規制条例、土の採取等に関する技術基準2の(4)	建築土地対策課

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
環境	6. 自然破壊の防止のため、施行区域内に良好な自然環境の存する土地がある場合には、当該地域に保全措置が講ぜられていること。	法令基準	自然環境保全基本方針、静岡県自然環境保全基本方針、自然公園法第20条、自然公園法施行規則第11条、国立公園内(普通地域を除く)における各種行為に関する審査指針について(昭和49年11月20日付け環自企第570号環境庁自然保護局長通達。)、森林法第10条の2第2項第3号、開発行為の許可基準の運用細則について(平成14年5月8日14林整治第25号林野庁長官通達。)、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第28条の2	環境保全課 林政課 建築土地対策課
	7. 跡地利用については、次により行うこと。 ア 周囲の環境に適した跡地利用をはかること。 イ 山林としての跡地利用を図る場合は、対象地の土壌状況と植栽等を行う樹木等の高さや特性から、客土等の措置を講じること。 ウ 富士・愛鷹山麓地域内において、重度開発を行う場合は、富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例に基づく手続きを行うこと。また、事業終了後は、跡地を富士市森林喪失影響評価技術指針に基づき、森林に復元すること。 エ その他の跡地利用を図る場合の表土厚については、別途協議すること。	行政指導	富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例	林政課 環境総務課 建築土地対策課
	8. 作業は始業、終業時間を明確にして、騒音、振動等の防止について配慮し、早朝及び深夜作業は、行わないこと。	法令基準	宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則技術的基準(令和5年規則46号)及び、旧静岡県土採取等規制条例、土の採取等に関する技術基準2の(1)	建築土地対策課
	9. 土採取等を行う区域からの粉じん、運搬経路から生ずるほこり等が周辺的生活環境を阻害しないよう散水、防じん剤散布及び簡易舗装等適切な措置を講ずること。	法令基準	宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則技術的基準(令和5年規則46号)及び、旧静岡県土採取等規制条例、土の採取等に関する技術基準2の(2)	建築土地対策課
	10. 事業者は、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずること。 ・ 廃棄物の適正な処理がはかられることとなるように必要な措置を講ずること。 ・ 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めること。 ・ 事業活動に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力すること。	法令基準	環境基本法(第8条)、静岡県環境基本条例(第6条)、富士市環境基本条例(第6条)	環境総務課

■その他 (3)土石の採取等

区 分	個別基準	種 別	根 拠 法 令 等	担当課
	11. 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）を講ずるように努めるとともに、市が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力すること。	法令基準	地球温暖化対策の推進に関する法律（第5条）、静岡県地球温暖化防止条例（第4条）	環境総務課

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
	12. 「富士市環境基本計画における土地利用に係る環境配慮指針」に配慮すること。	行政指導	第三次富士市環境基本計画	環境総務課
	13. 静岡県環境影響評価条例に該当する事業を行う場合は、環境アセスメントの手続きを行うこと。	法令基準	静岡県環境影響評価条例 第2条第1～4項、静岡県環境影響評価条例施行規則 第2～4条	環境総務課
採取	<p>1. 土採取等の工法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 土地の掘削は原則として階段採取法、平面採取法によるものとし、すかし掘り工法は行わないこと。(別図1参照)</p> <p>イ 土地の掘削に伴う採掘は、切下げ方式とし、土質及び切土高に応じて附表(1)掲げる切土の標準こう配値以下とすること。</p> <p>ウ 埋土又は盛土の高さは、原則として15メートル以内とし、埋土又は盛土により生ずるのり面のこう配は、附表(2)に掲げる標準勾配値以下とすること。また、のり面の下部については、湧水等を確認するとともに、その影響を十分に検討し、必要に応じて擁壁工等の構造物を検討するものとする。(別図2参照)</p> <p>エ 平地における最大掘削深は、原則として5メートル以内とすること。ただし、地下水への影響、保安距離、掘削面積、作業中の保安対策、埋土の確認状況等を検討し、支障がないと認められる場合は8メートルまでとする。</p> <p>オ 土の採取等を行う区域には、丁張等により、こう配を確認できる標示を行うこと。また、測点基準杭は、図面に図示するとともに現場に常時設置しておくこと。</p> <p>カ 土の採取を完了(廃止)した跡ののり面は、その傾斜が附表(1)(2)に掲げる標準値以下となるようにし、小段の幅は、2メートル以上とすること。</p>	法令基準	土の採取等に関する技術基準1の(1)	建築土地対策課
	<p>2. 山砂利採取の掘削方法は、原則として次のとおりとする。</p> <p>ア 掘削は、階段採掘法とすること。</p> <p>イ のり面の勾配は、堅くしまった砂利の場合は1:1、堅くしまっていない砂利の場合は1:1.2の安定勾配とすること。ただし、永久のり面については、1:1.7以上の緩勾配とすること。なお、安定勾配により急になる方法で掘削を行う場合には、掘削の過程において矢板囲等の防止措置を施すこと。</p> <p>ウ 最終残壁におけるベンチの高さは10メートル以下、小段の幅は2メートル以上、のり面の勾配はイの安定勾配とし、必要に応じのり面排水処理施設を設けること。なお、のりの直高が50メートルを超えるものについては、中段ののりの直高の10分の1以上の幅の小段を設けること。</p>	行政指導	静岡県砂利及び採石採取計画認可事務取扱要綱	建築土地対策課
	<p>3. 岩石採取の掘削方法は、原則として次のとおりとする。</p> <p>ア 掘削は階段掘削法とする。</p> <p>イ のり面の勾配は、岩質に応じて安定を保持しうる勾配とする。</p> <p>ウ 最終残壁のベンチの高さは20メートル以下とし、のり面の勾配は平均勾配60度以下とする。</p>	行政指導	静岡県砂利及び採石採取計画認可事務取扱要綱	建築土地対策課
	4. 砂利等の洗浄に伴う汚濁水の処理方法は、循環方式を原則とし、基準値以上の汚水を公共用水域に排出させないこと。	行政指導	静岡県砂利及び採石採取計画認可事務取扱要綱	建築土地対策課

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
	5. 砂利等の洗浄にかかる取水及び排出処理については、方法、水量及び能力を明示すること。	行政指導	静岡県砂利及び採石採取計画認可事務取扱要綱	建築土地対策課
	6. 廃土処理については、その方法を明確にし、構造物を設置する場合には、それを図示すること。	行政指導	静岡県砂利及び採石採取計画認可事務取扱要綱	建築土地対策課
防災	1. 事業の施行により、雨水の流出形態が変化し、下流の河川及び水路に新たな負担が生ずる場合は、原則として河川及び水路を新設又は改修することとし、新設又は改修の規模については、別途河川管理者と協議すること。	法令基準	都市計画法施行令第26条第2号、都市計画法施行令第26条第2号(河川等への排水)の設計基準について(平成7年5月26日付け都計第181号静岡県都市住宅部長通知。)、森林法第10条の2第2項第1号、第1号の2、開発行為の許可制に関する事務の取扱い「別記(開発許可基準の運用について)」(平成14年3月29日13林整治第2396号農林水産事務次官通達。)	河川課 建築土地対策課
	2. 施行区域を含む周辺地及び下流の土地に湛水地域がある場合には、当該事業により施行区域周辺地及び下流の土地又は河川に支障のないよう排水計画がたてられていること。	法令基準	都市計画法施行令第26条第2号、森林法第10条の2第2項第1号、第1号の2、開発行為の許可制に関する事務の取扱い「別記(開発許可基準の運用について)」(平成14年3月29日13林整治第2396号農林水産事務次官通達。)	林政課 河川課 建築土地対策課
	3. 河川を新設又は改修する場合の構造は、河川管理施設等構造令に基づいていること。	法令基準	河川法(昭和39年法律第167号)第13条、河川管理施設等構造令	河川課
	4. 施行区域内に下流の河川及び水路への雨水流出増対策として調整池を原則として設置すること。ただし、放流先の排水能力、開発区域及び周辺の地形等を勘案し、支障のない場合は、この限りではない。なお、下流の河川及び水路の流下能力が1分の1に対し不足する場合は、原則としてその不足部分を改修すること。	法令基準	都市計画法施行令第26条第2号、都市計画法施行令第26条第2号(河川等への排水)の設計基準について(平成7年5月26日付け都計第181号静岡県都市住宅部長通知。)、森林法第10条の2第2項第1号、第1号の2、開発行為の許可制に関する事務の取扱い「別記(開発許可基準の運用について)」(平成14年3月29日13林整治第2396号農林水産事務次官通達。)	林政課 河川課 建築土地対策課

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
	<p>5. 調整池・沈砂池等は、原則として事業完了後5年間は完了時の状態で維持管理すること。ただし、次のア(ア)もしくは(イ)の要件を満たし、かつイに該当する場合はこの限りではない。</p> <p>ア(ア)市が開発前において森林の有していた土地に関する災害の防止機能が回復したと判断した場合。</p> <p>(イ)承認後において下流河川の改修等が行われ調整池の必要性がなくなった場合。</p> <p>イ 調整池・沈砂池の埋め戻し後における跡地利用計画が明確であり、埋め戻しによる土砂の流出等が生じないように十分な措置が取られていること。</p>	行政指導	平成1年2月7日付け治山課長から農林事務所長通知「土石採取・産廃処分場の設置等の跡地利用における調整池・沈砂池等の取扱いについて」	林政課 建築土地対策課
防災	<p>6. 土の採取等を行う場合には、次に掲げる事項に留意し、崩壊のおそれがあるときは、土留支保工の設置等により崩壊の未然防止に努めなければならない。</p> <p>ア 地山の亀裂、陥没等の異常の有無、含水、湧水の状態を常に監視するとともに、計画性をもって掘削すること。</p> <p>イ 沢水、湧水等により、のり面が洗掘され、又は崩壊するおそれがあるときは、直ちに土の採取等中止し、防止措置を講ずること。</p> <p>ウ 落石、倒木のおそれのある浮石や立木があるときは、直ちに除却すること。</p> <p>エ 気象状況に留意し、災害の発生するおそれがあるときは、危険箇所の点検等を行い必要により適切な措置を講ずること。</p>	法令基準	宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則技術的基準（令和5年規則46号）及び、旧静岡県土採取等規制条例、土の採取等に関する技術基準1の(2)	建築土地対策課

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
	<p>7. 土石採取によって生ずる土砂流出の防止は、次によること。</p> <p>ア 土の採取等を行う区域の周辺に土砂等が流失しないよう周辺の状況を考慮の上、仮設構造物、永久構造物等適切な流失防止施設を設けること。</p> <p>イ 土の採取等の着手に先立ってのり面の崩壊を防止するため、施行区域外から流入する排水を処理するための施設を設置すること。</p> <p>ウ 土の採取等を行っている場合に、表面水によってのり面が先掘され、又は崩壊するおそれがあるときは、のり肩線に素掘側溝、コンクリートトラフ等による排水溝を設置し、地山からの流水がのり面に流れ込まないように措置すること。また、完成後はのり面、のり肩線及び小段に、縦排水溝、小段排水溝等の集排水施設を設け、円滑に排水できるように措置すること。</p> <p>エ 湧水によって、のり面が洗掘され、又は崩壊するおそれがあるときは、水抜きのための水平排水孔等を設置して湧水の排除措置を講ずること。</p> <p>オ 土の採取等を行う区域からの雨水を輩出するにあたり、放流先の排水施設については、総流量の流下に支障のないよう土の採取等を行う区域及びその周辺の状況を考慮の上、必要な措置を講ずること。</p> <p>カ 排水路は、原則として開きよとすること。ただし、普通河川、又は河状を成している土地を河川等の管理者がやむを得ないと認めて暗きよとする場合は、当該暗きよの流域面積は、原則として10ヘクタール以下とし、かつ流木等の除去作業が容易な断面の構造とすること。</p> <p>キ 土の採取等を行う区域からの雨水を排出するにあたり、放流先の河川等の管理者との協議により調整池を設置する場合の基準は、別記1によること。</p> <p>ク 土の採取等によって生ずる流出土砂の防止施設は、原則として砂防堰堤とすること。ただし、地形、地質等により砂防堰堤を設置できない場合は、沈殿池とすることができる。この場合、流出土砂量の算出および防止施設の構造は、別記2によること。</p>	法令基準	宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則技術的基準（令和5年規則46号）及び、旧静岡県土採取等規制条例、土の採取等に関する技術基準1の(3)	建築土地対策課
	<p>8. 隣接地の安全を保持するため一定の距離（以下「保安距離」という。）を隔てた上で掘削すること。この場合の保安距離は、公共施設、工作物等の敷地に接する場合にあっては5メートル以上とし、その他の場合にあっては2メートル以上とすること。</p>	法令基準	宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則技術的基準（令和5年規則46号）及び、旧静岡県土採取等規制条例、土の採取等に関する技術基準1の(1)の力	建築土地対策課
	<p>9. 施行区域内の周囲に設置する柵の種類は、原則として有刺鉄線4段張りとし、高さは1.2メートル以上、杭間隔は1.8メートル以下とすること。なお、隣接地が家屋又は交通量の多い道路等の場合は、板張り等とすること。</p>	法令基準	宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則技術的基準（令和5年規則46号）及び、旧静岡県土採取等規制条例、土の採取等に関する技術基準1の(1)の力	建築土地対策課
	<p>10. 防災工事が完了するまでは、土砂流出等のおそれがないよう、仮設防災等の措置について配慮されていること。</p>	行政指導		建築土地対策課
	<p>11. 区域内の出入り口は原則として1カ所とし、施錠できる門扉を設置すること。</p>	行政指導		建築土地対策課

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
道路	1. 認定道路及び認定外道路への取付は、道路管理者と協議すること。なお、構造は道路構造令及び道路構造条例に適合すること。	法令基準	都市計画法第32条、道路法第24条、第30条、道路構造令、富士市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例	建設総務課 道路維持課 建築土地対策課
	2. 施行区域内への車両の出入りにあたり、河川を横断する場合は、原則として橋梁を設置すること。	法令基準	河川法第20条、第24条、第26条、富士市普通河川条例第4条	建設総務課 河川課
	3. 搬出路には、原則として車両の付着土砂を取り去る洗浄施設を設置し、相当の距離を舗装すること。	行政指導		建築土地対策課
	4. 施行区域内の雨水は基本的には区域外へ流出しないよう、敷地内で処理すること。	行政指導		河川課 建築土地対策課
	5. 搬出路、搬入路に使用する道路及びその他の施設を破損したり、汚損した場合は、速やかに復旧、清掃等必要な措置を講ずること。なお、交通の状況によっては、交通整理人の配置を考慮すること。	法令基準	宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則技術的基準（令和5年規則46号）及び、旧静岡県土採取等規制条例、土の採取等に関する技術基準1の(1)の力	建設総務課 道路維持課 建築土地対策課
	6. 車両の出入りについては、交通安全対策を講ずること。また、土の採取等を行う区域から公道への出入口及びその前方100メートルの位置に、土の採取等を行う区域を予知できる標識を設置すること。	法令基準	宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則技術的基準（令和5年規則46号）及び、旧静岡県土採取等規制条例、土の採取等に関する技術基準1の(1)の力	建築土地対策課
	7. 施行区域に接する認定道路及び認定外道路が未整備の場合は道路管理者と協議し、必要に応じて整備等を行うこと。	行政指導		建設総務課 道路維持課 建築土地対策課
その他	1. 採取跡地に廃棄物を不法に投棄しないこと。	法令基準	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条	廃棄物対策課
	2. 地下水を使用する場合については、県及び市と事前に協議すること。	法令基準	静岡県地下水の採取に関する条例第6条第1項及び7条第1項、富士市地下水の採取に関する条例第3条第1項	環境保全課
	3. 用水計画には、次に掲げる書類を添付すること。 ア 地下水については、地下水等の利用計画書及び水利用フローシート又はこれに準ずるもの。 イ その他の用水については、供給者の承諾書又はこれに準ずるもの。	法令基準	都市計画法第33条第1項第4号	環境保全課 水道維持課 建築土地対策課
	4. 施行区域内に採取しない土地があり、当該区域内に介在する道路を廃止することにより、その採取しない土地が無道路地となるときは、当該道路は廃止しないものであること。	行政指導		建設総務課
	5. 施行区域内に本市所管の法定外公共物が介在している場合は、存置、廃止及び付け替えについて、管理者と協議すること。	法令基準	都市計画法32条、富士市認定外道路管理条例第4条、富士市普通河川条例第4条、富士市公有財産規則	建設総務課 建築土地対策課

区分	個別基準	種別	根拠法令等	担当課
その他	6.事業者は、当該土地利用事業を行うために必要な資力及び信用があること。	法令基準	都市計画法第33条第1項第12号、森林法第10条の2第2項、開発行為の許可制に関する事務の取扱い「別記（開発許可基準の運用について）」（平成14年3月29日13林整治第2396号農林水産事務次官通達。）	林政課 建築土地対策課
	7. 施行区域内外に必要な道路反射鏡、防護柵、防犯灯等の安全施設を設置すること。なお、維持管理については市と協議すること。	行政指導		道路維持課 市民安全課
	8. 市に移管する施設以外の管理については、管理者および管理方法を定めて、管理責任の所在を明らかにし、当該施設の維持、修繕、災害復旧その他の管理について支障のないよう措置すること。	行政指導		建築土地対策課
	9. 河川又は沿海が汚水、土砂等の流入による影響を受けないように、流出防止対策に万全を期すこと。	行政指導		河川課 環境保全課
	10. 廃土処理については、その方法を明確にし、構造物を配置する場合にはそれを図示すること。また、場外へ搬出する場合は搬出先、運搬業者（車両ナンバー）、運搬経路等を明確にすること。	行政指導		建築土地対策課
	11. 事業計画の策定に当たり、施行区域内における文化財の所在の有無を確認し、文化財が所在する場合は、市教育委員会及び県教育委員会とその取扱いについて協議すること。	法令基準	文化財保護法第93条・第94条	文化財課
	12. 工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、現状を変更することなく、市教育委員会及び県教育委員会へ直ちに連絡し、対応を協議すること。	法令基準	遺失物法（明治32年法律第87号）第1条第1項、文化財保護法第96条、第97条	文化財課
	13. 施行区域に隣接する土地所有者等の承諾を得ること。また、関係地域への影響を配慮し、関係地域住民の理解を得ること。	法令基準	富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第4条第2項	建築土地対策課
	14. 運搬に際しては、飛散防止対策を施すこと。	行政指導		建築土地対策課
	15. 土砂の搬出搬入先、運搬業者（車両ナンバー）運搬経路等を明確にすること。	行政指導		建築土地対策課
	16. 区域の周囲には、立入禁止の危険表示標識を設置し、危険防止に努めること。	法令基準	宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則技術的基準（令和5年規則46号）及び、旧静岡県土採取等規制条例、土の採取等に関する技術基準1の(1)の力	建築土地対策課
	17. 事業活動に伴う公害対策に留意するとともに、建設工事中周辺地域に騒音、振動その他の公害について十分な対策がなされていること。	行政指導		環境保全課
	18. 事業計画にあたり、盛土または切土の造成計画がある場合は、規模に関わらず「宅地造成及び特定盛土等規制法」の適用あるいは適用除外について静岡県に確認を行い、適用される場合は遵守すること。	行政指導	宅地造成及び特定盛土等規制法	建築土地対策課

別表1

切土に対する標準のり面こう配 (道路土工のり面工・斜面安定工指針(社団法人道路協会)より)

地 山 の 土 質		切 土 高	こ う 配
硬 岩			1 : 0.3 ~ 1 : 0.8
軟 岩			1 : 0.5 ~ 1 : 1.2
砂	密実でない粒度分布の悪いもの		1 : 1.5 ~
砂 質 土	密実なもの	5 m以下	1 : 0.8 ~ 1 : 1.0
		5 ~ 10m	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
	密実でないもの	5 m以下	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
		5 ~ 10m	1 : 1.2 ~ 1 : 1.5
砂利または岩塊まじり砂質土	密実なもの、または粒度分布のよいもの	10m以下	1 : 0.8 ~ 1 : 1.0
		10 ~ 15m	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
	密実でないもの、または粒度分布の悪いもの	10m以下	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
		10 ~ 15m	1 : 1.2 ~ 1 : 1.5
粘 性 土		10m以下	1 : 0.8 ~ 1 : 1.2
岩塊または玉石まじりの粘性土		5 m以下	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
		5 ~ 10m	1 : 1.2 ~ 1 : 1.5

(参考) 地山における締まりの程度の判定

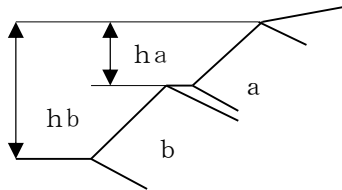
ゆるい.....スコップで掘削可能、木杭の打込が比較的容易。

締まっている.....つるはしでないと掘削出来ない。木杭の打込が困難。

団結している.....かたまりを観察しただけでもわかるが、つるはしで起こすと、かたまりをなし、砂粒は指でこすり落とすことができる程度である。

注) ①土質構成などにより単一こう配としないときの切土高及びこう配の考え方は下図のようにする。

- ・こう配は小段を含めない。
- ・こう配に対する切土高は当該切土のり面から上部の全切土高とする。



ha : a のり面に対する切土高

hb : b のり面に対する切土高は当該切土のり面から上部の全切土高とする。

- ②シルトは粘性土に入れる。
- ③上表以外の土質は別途考慮する。
- ④のり面の植生工を計画する場合には別表3も考慮する。

別表2

法面保護工

分類	工法	目的
植生工	種子吹付工 植生マット工 張芝工	雨水浸透防止、凍上崩落抑制 緑化全面植生
	植生筋工 筋芝工	同上 盛土用、筋状植生
	植生盤工 植生袋工 植生穴工	同上 硬質不良土法面の部分客土植生
構造物による法面保護工	モルタル吹付工 コンクリート吹付工 石張工 ブロック積工 コンクリートブロックわく工	風化、没食の防止
	コンクリート張工 現場打 コンクリートわく工 法面アンカー工	法表層部の崩壊防止、多少の土圧をうけるおそれのある個所の土留、岩盤はく落防止
	構柵工 法面じゃかご工	法表層部の崩落抑制

別表3

のり面こう配と緑化の目標及び緑化基礎工の目安

のり面こう配	緑化の目標	緑化基礎工
1:1.7 よりゆるい (30度以下)	<ul style="list-style-type: none"> ・高木が優占する緑化が可能。 ・どの植生工でも使用可能。 ・生育が良好で植生被覆が完成すれば表面浸食の危険はない。 ・在来種の侵入が容易である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて排水工を設置する。
1:1.7 ～1:1.4 (30～35度)	<ul style="list-style-type: none"> ・35度付近は安息角であり、放置した場合に自然復旧する限度角度である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて排水工を設置する。
1:1.4 ～1:1 (35～45度)	<ul style="list-style-type: none"> ・中・低木が優占し、草本が地表を覆う程度の緑化をめざす。 ・高木を導入すると、将来生育基盤が不安定になることが十分予想される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生育基盤の安定を目的とする編簾・ネットなどの緑化基礎工を設置する。
1:1.0 ～1:0.6 (45～60度)	<ul style="list-style-type: none"> ・低木や草本からなる丈の低い植物群落の復元をめざす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生育基盤の安定を目的とするアンカーで固定した金網、のり枠などの強固な緑化基礎工を設置する。 ・崩落を防ぐために15cm以上の厚さに客土することを避ける。
1:0.6より急 (60度以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・60度以上の斜面にも植物の導入は可能であるが、将来崩落する危険性が高いので、別途検討を要する。 	

別表4

盛土高に対する標準のり面こう配 (道路土工のり面工・斜面安定工指針(社団法人日本道路協会)より)

盛土材料	盛土高 (m)	こう配	摘要
度の良い砂(SW)、礫および細粒分混じり礫(GM)(GC)(GW)(GP)	5m以下	1 : 1.5 ~ 1 : 1.8	基礎地盤の支持力が十分にあり、浸水の影響のない盛土に適用する。()の統一分類は代表的なものを参考に示す。
	5~15m	1 : 1.8 ~ 1 : 2.0	
度の悪い砂(SP)	10m以下	1 : 1.8 ~ 1 : 2.0	
塊(ずりを含む)	10m以下	1 : 1.5 ~ 1 : 1.8	
	10~20m	1 : 1.8 ~ 1 : 2.0	
砂質土(SM)(SC)、硬い粘質土、硬い粘質土(洪積層の硬い粘質土、粘土、関東ロームなど)	5m以下	1 : 1.5 ~ 1 : 1.8	
	5~10m	1 : 1.8 ~ 1 : 2.0	
山灰質粘性土(VH ₂)	5m以下	1 : 1.8 ~ 1 : 2.0	

注) 盛土高とは、のり肩とのり尻の高低差をいう

別記1（富士市緑化基準）

富士市緑化基準（抜粋）

（趣旨）

第1条 この基準は、「富士山に似合う 緑あふれるまち」を都市像とする「緑の基本計画」をふまえ、開発行為又は土地利用事業に係る諸制度、また、市のその他の計画における緑化や緑地に関する事項と密接に連携し、緑化の促進と緑地の設置についての規範を定め、「緑の基本計画」の具現を図るものとする。

（適用範囲）

第2条 適用範囲は、次のとおりとする。

- （1）富士市土地利用事業の適正化に関する指導要綱（平成4年富士市告示第101号。以下「指導要綱」という。）第3条に規定する適用範囲（富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例第2条第2号で定める森林地を除く。）と同一とする。
- （2）前号の許可又は承認等を申請する者（以下「申請者」という。）及び開発行為等の許可又は承認等を受けた者から当該施設等を承継した者（以下「承継者」という。）を本基準の対象とする。

（緑化率）

第6条 緑化率は、次のとおりとする。

- （1）民間施設の緑化率は、10パーセント以上とする。
- （2）公共施設の緑化率は、15パーセント以上とする。

※ その他、植栽に関する樹種、密度など詳細については、みどりの課と協議すること。

別記2 (流出土砂、砂防施設設計基準)

流出土砂・砂防施設設計基準

1 流出土砂

(1) 流出土砂量の推定は下表による。

地表の状態	1 haあたり流出土砂量 (m ³ /年)	厚さ (mm)
裸地・荒廃地等	200~400	20~40
皆伐地・草地等	15	1.5
択伐地	2	0.2
普通の林地	1	0.1

(注) 1 工事によりかき起こした面積及び盛土、捨土部については裸地に準ずる。

2 完全な排水施設を備えた芝生等は林地に準ずる。

3 その他は実態に応じて判断する。

4 生産土砂量は作業工程表を作成し、これに基づいた工事期間を算定する。ただし、4カ月以下は一様に4カ月として計算する。

(2) 工事による流出土砂の処理基準

ア 算出土砂については、可及的に各部分で抑止するようにし、人家・その他公共的施設の近くでは5年分以上、その他については3年分以上の土砂貯留施設を設ける。(調整池兼用施設は5年以上の土砂流出を見込むこと。)

イ 土捨場における捨土の表面は、崩壊・流出等の起こらないよう盛土の表面を安全に維持する施設(植生工・水路工等)を設ける。

ウ 砂防施設の施工は、他の施設の施工に先立って行うこととし、施工にあたっては、処理中の土砂が降雨に際して水を含むなどして、土石流等を発生しないように特に土の置場所、雨水の処理等に留意する。

(3) 流出土砂の計算例

集水面積Aの林地である流域において、aの部分を工事により地表のかき起こしを行い、工事期間4カ月、工事後は草地にもどるものとする。bは林地よりそのまま草地になるものとする。

aの工事期間中産出土砂量

$$2 \text{ ha} \times 300 \text{ m}^3 \times (4 \text{ ヶ月} / 12 \text{ ヶ月}) = 200 \text{ m}^3$$

草地と林地との流出土砂量の差

$$\text{a において } 2 \text{ ha} \times (15 - 1) = 28 \text{ m}^3$$

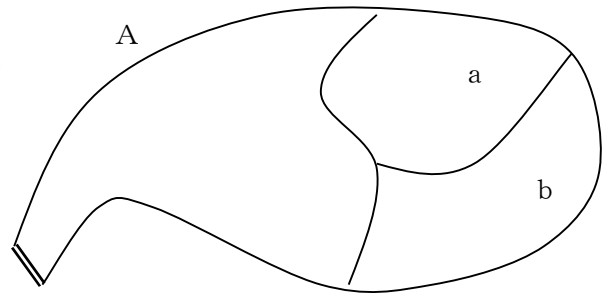
$$\text{b において } 3 \text{ ha} \times (15 - 1) = 42 \text{ m}^3$$

$$5 \text{ 年間では } (28 + 42) \times 5 \text{ 年} = 350 \text{ m}^3$$

従って、(200 + 350 = 550 m³)以上の土砂貯留施設を設ける必要がある。

$$A = 10 \text{ ha} \text{ (a・b含む)} \quad a = 2 \text{ ha} \quad b = 3 \text{ ha}$$

*この他にえん堤土工の残土分を見込むこと。



2 コンクリートえん堤設計基準

(1) 計画洪水流量および水通し余裕高

計画洪水流量は調整池設計基準の流量計算による。

($Q = 1/360 \cdot f \cdot r \cdot A$ 立法メートル/秒、 f : 流出係数、 r : 1/5確率降雨強度mm/時間、

A : 流域面積ha)

計画流量	余裕高
200 m ³ /sec未満	0.60m以上
200~500未満	0.80以上
500~2000未満	1.00以上
2000~5000未満	1.20以上

(2) えん堤水通し断面の決定

断面形状が梯形の場合、接近速度を無視すれば、

$$Q = (2/15) \alpha \cdot h \cdot \sqrt{(2 g h)} \cdot (3 B_0 + 2 B_1)$$

Q : 計画流量 (m³/sec)

α : 越流係数 (0.6)

h : 縮流前の越流水深 (m)

h_0 : 余裕高

B_0 : 水通長 (底幅 (m))

B_1 : 水通長 (上幅 (m))

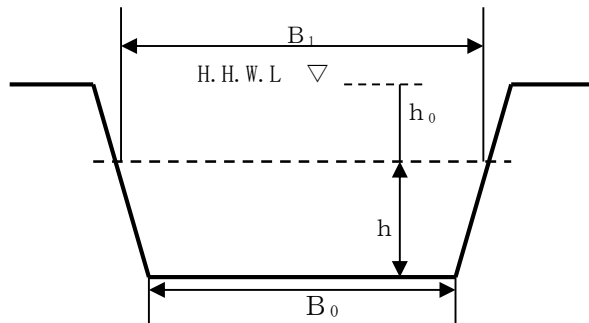
g : 重力の加速度 (m/sec²)

$\alpha = 0.6$ 両法を5分 $g = 9.8\text{m/sec}^2$ とすれば

$$Q = (1.77 B_0 + 0.71 h) \times h^{3/2}$$

$\alpha = 0.6$ 両法を1割 $g = 9.8\text{m/sec}^2$ とすれば

$$Q = (1.77 B_0 + 1.42 h) \times h^{3/2}$$



- (注) 1 水通し幅は、下流の溪幅を考慮して決定するものとし、越流水深は、2m以下になるよう計画する。
- 2 えん堤は、原則として、コンクリート構造とし、河川砂防技術基準に基づく砂防えん堤程度の構造とする。
- 3 えん堤高は、原則として15m未満とする。

(3) えん堤断面

- ア 転倒に対し安定であるために、自重及び外力の合計が底部の中央1/3点に入ること。
- イ 滑動に対し安定であるために、ダム内部のいずれの部分でも作用する力に摩擦係数を乗じたものより摩擦抵抗力の方が大であること。
- ウ 内部応力及び地盤支持力が許容範囲内にあること。
- エ 越流水深を考慮すること。
- オ えん堤前のり2分、単位洪水重量1200kg/m³、コンクリート重量2350kg/m³とすること。
- カ 砂防えん堤と調整池を兼用する場合には、地震力、揚圧力等を考慮し、十分安全性を検討すること。

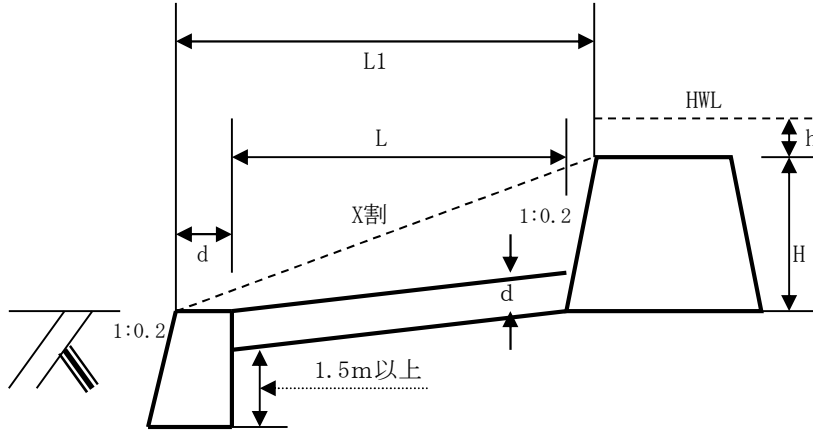
(4) 水叩き工の高さ

下図破線のこう配

ダム工・・・1割5分

床固め工・・・2割

潜り堰（計画水深が有効落差より大きくなるもの）・・・3割



(5) えん堤水叩き厚(d)

ア 水褥池がない場合

$$d = 0.2(0.6H + 3h - 1.0) / 1.12$$

イ 水褥池がある場合

$$d = 0.1(0.6H + 3h - 1.0) / 1.06$$

(注) 1. dは切り上げて0.1m単位とし最小厚は0.8mとする。

2. ウォータークッションのある場合、最小厚は1.5mとする。

(6) 床固水通し断面及び流路工断面

マンニング公式 $V_0 = (1/n) / R^{2/3} \cdot I^{1/2}$ (清水流速m/sec)

$$V = (r_0 / (r_0 + \alpha(r_1 - r_0))) \cdot V_0 \quad (\text{土石を含む流速m/sec})$$

n : 粗度係数

R : 径深 (m)

I : 計画河床こう配

r1 : 礫の比重 2.6程度

r0 : 清水の比重 (1.0)

α : 礫混入率 (0.2以上)

$\therefore Q = A \cdot V$ (A : 断面積)

{清水流速V0はクッター式($V_0 = (N \cdot R) / (D + \sqrt{R})$)で求めてもよい。}

(7) 床固め工基準

床固め工の高さ	天端幅
$H \leq 3.0$	1.2m
$3.0 < H < 5.0$	1.5m (1.8~2.0)

(注) 転石の大きい場合は、上位ランクをとること。

(8) 設計上の留意事項

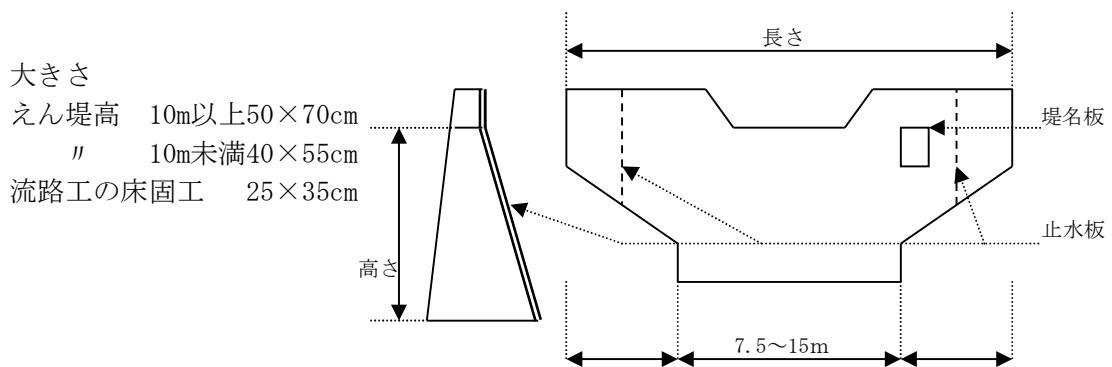
ア えん堤（本堤）

(ア) ダムの方向……………水通し中心点において計画箇所下流流心線に直角とする。

(イ) 天端幅……………えん堤高が5m未満の場合は1.5m、えん堤高が5m以上10m未満の場合は1.8m、えん堤高が10m以上の場合は2.0mを標準とするが、大転石の

流下が予想される場合は上位ランクをとること。

- (ウ) 基礎根入れ……地質及びダムの高さにより異なるが、岩盤で1.0m以上、砂礫層で2.0m以上とする。
- (エ) 袖こう配……計画河床こう配と同程度またはそれ以上、最低1/20以下にはしないこと。
- (オ) 袖の両岸へのかん入深さ……岩盤において1.0~2.0m、土砂の場合2.0~3.0mを標準とする。
なお、袖の最小天端幅は1.0m以上とすること。
- (カ) 計画堆砂こう配……施工前の溪床こう配の1/2を標準とする。
- (キ) 水抜……0.6メートル程度の円形が多くとられている。最上段の水抜きは水通し天端より2m程度下げ、各孔は縦方向に重ならないようにする。
- (ク) 間詰及び埋め戻し……地盤が岩盤の場合は、基礎及び両岸かん入部とも余掘部分は上流ともコンクリートで元の岩盤線まで埋戻す。
地盤が岩盤以外の場合は、基礎部は掘削土砂で埋戻し、両岸かん入部余掘部分は練石積又はコンクリート等で元の地盤線に準じて施工し、護岸の上部は石張、石積、土羽等によりそれぞれ元の地盤線に準じて埋戻す。
- (ケ) 残土……えん堤上流へ処理するか、溪流外へ処理のこと。
- (コ) 堤名板……施工年度、高さ、長さ、事業者、工事施工者名を明示のこと。
(黒御影石製等とする。)



- (サ) ブロック割施工……コンクリートの収縮を考慮して分割長は、7.5~15m程度とする。ブロック間は漏水防止及び伸縮を考慮して止水板でつなぐ。止水板（JISCC型300×7等）は裏のりに平行で裏のり面から0.5~1.0m程度離す。
- (シ) コンクリートの規格……次のとおりとする。
 - ・コンクリートの種類……普通コンクリート
 - ・呼び強度……18N/m²
 - ・スランプ……5cm
 - ・粗骨材の最大寸法……80mm
(ただし、骨材の入手が困難な場合は40mm)
 - ・セメントの種類……高炉セメントB種
- (ス) 掘削施工上の注意……仕上げ面より0.5~1.0mは人力掘削とすること。

イ えん堤（垂直壁）

- (ア) 高さ……天端は溪床面より高めないことを原則とする。
- (イ) 水通し断面……本堤と同じ断面にする。
- (ウ) 天端幅……水叩厚と同じとする。
- (エ) 基礎の根入れ……水叩底面より、1.5m以上下がりとする。
- (オ) 袖……袖は必ず設け、本堤に準じ両岸に取付、洪水に際し絶対に越流さ

せないこと。こう配は水平とする。

- (カ) 洗掘防止………前面の埋戻しは残土中の転石で寄石を行うこと。必要に応じ垂直壁の先にコンクリートブロックを連結する。

ウ えん堤（水叩）

- (ア) 基礎………本堤基礎と同高とする。
- (イ) こう配………水叩天端を垂直壁の水通し天端と同高とし、これを接続して水平とするのが普通である。ただし、溪床こう配が非常に急な場合には、ダム基礎根入れが深くなるためこう配をつける。その場合、水叩こう配は1/10以下とする。

エ えん堤（側壁）

- (ア) 高さ………側壁護岸の高さは、落水による被災を考慮し、主ダム側では垂直壁側より1.0m程度上げるものとする。ただし、ウォータークッションのある場合の側壁護岸の高さは、主ダム下流端と副ダム上流端とを同じ高さとする。
- (イ) 基礎………水叩基礎と同高とし、平面位置は、ダムの越流水が落下する位置より後退させる。
- (ウ) 厚さ及びこう配……天端厚0.5m、表のり5分、裏のり3分こう配で施工する。なお、湧水がある場合には水抜管として外径6cm、厚2mmの硬質塩化ビニール管を2㎡に1ヶ所以上の割合で設ける。

オ 床固工

- (ア) 高さ………2m内外とし、越流水深を含め総落差3.0～3.5mが限度である。高さが3.0～3.5m以上を必要とする場合は、階段状に計画するのが適当である。
- (イ) 天端幅………流量、流下土砂の粒径に応じ決定されるが、一般に1.0または1.2mとする。
(7)床固め工基準参照)
- (ウ) 断面………下流こう配を2分、上流側は垂直とする。

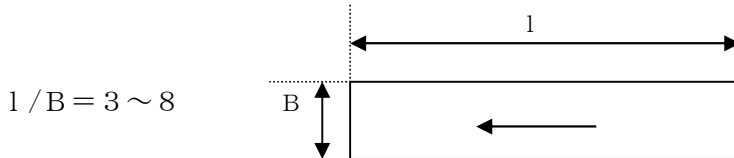
3 掘込沈砂池設計基準

- (1) 沈砂池への流入水路

土砂混入率2割を見込み、清水断面の1.32倍とする。
沈砂池の流入口はスリット拡大により流速を落とすよう考慮のこと。

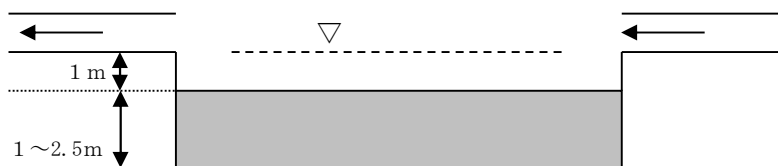
- (2) 沈砂池の平面形状

短絡流と停滞部を生じにくくするため長さを幅の3～8倍とする。



- (3) 沈砂池の深さ

沈殿物の深さは、排除を考慮して1～2.5mとし、有効水深は掃流現象を防ぐため1m以上とする。



常時有効水深を1m以上確保するように沈殿物は排除のこと。

- (4) 沈砂池の池底こう配
沈澱物の排除を考慮し、排水口に向かって1/200～1/300とする。
- (5) 沈砂池の材質等
側壁の崩壊防止を特に配慮すること。また、側壁は流水が直接流入しないように地表面より高くすること。
- (6) 沈砂池の容量等
使用と浚渫を交互に行う場合は、原則として二系列以上とし、一系列の大きさは流出土砂量の1ヶ月分以上又は工事後流出係数が元の値に戻るまでに流出する土砂量以上とする。
- (7) 沈砂池の余水吐
越流しないように、Qの1.50倍以上とし、幅2m以上の矩形開水路とする。
($Q=1/360 \cdot f \cdot r \cdot A \text{ m}^3/\text{sec}$ f :流出係数0.9
 r :1/100確率降雨強度mm/h A :集水面積ha)
- (8) 沈砂池の位置
風向きと水流方向を合わせ、建物や樹木の風下になきように配慮のこと。
- (9) 計算例
面積1haの表土を取り裸地とする。
- ①二系列の場合
- ア 流出土砂量の想定
 $V1=300\text{m}^3 \times (1/12) \times 1\text{ha}=25\text{m}^3/\text{ヶ月}/\text{ha}$
- イ 工事終了後～緑化までの流出土砂量の想定
 $V=(15-1) \times 5\text{年} \times 1\text{ha}=70\text{m}^3$
(工事終了後草地(15m³/ha)に戻り、5年間で元の地表(1m³/ha)になるとすれば)
- ウ 沈砂池の幅を3.0m、長さを15m、深さを1.0mとすれば
沈砂池の密量 $v=3.0 \times 15.0 \times 1.0=45\text{m}^3$
二系列とするので $V2=v \times 2=90\text{m}^3 > 70\text{m}^3 \cdots \text{OK}$
- ②調整池兼用の場合
- ア 流出土砂量の想定
 $V1=300\text{m}^3 \times (4/12) \times 1\text{ha}=100\text{m}^3/\text{ha}$ 以上(4ヶ月に1度浚渫するとすれば)4ヶ月以上の容量を確保する。
- イ 工事終了後～緑化までの流出土砂量の想定
 $V=(15-1) \times 5\text{年} \times 1\text{ha}=70\text{m}^3$
(工事終了後草地(15m³/ha)に戻り、5年間で元の地表(1m³/ha)になるとすれば)
- ウ 沈砂容量を100m³以上確保しておけば工事完了後の必要容量も確保できる。
 $100\text{m}^3 > 70\text{m}^3 \cdots \text{OK}$

①二系列の場合

